

令和8年度

固定資産(償却資産)申告の手引

固定資産税は、土地や家屋及び償却資産（事業用資産）が課税の対象となります。本市内に償却資産をお持ちの方は、1月1日（賦課期日）現在に所有している償却資産について1月31日までに申告しなければなりません。（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）

チェックシート

提出前の確認にご活用ください。

	項目	チェック欄
1	所有者コードは記載されていますか。（初めて申告される方は不要です。）	
2	住所・氏名・電話番号は記載されていますか。	
3	『種類別明細書（増加・全資産用）』の資産種類・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載漏れはありませんか。	
4	『種類別明細書（減少資産用）』の資産種類・資産コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分に記載漏れはありませんか。	
5	電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか。	
6	申告書の3枚目は剥がしましたか（3枚目は控用です）。控えのご返送を希望される場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか。	

申告書提出期限 令和8年(2026年)2月2日(月)

期限近くになると受付窓口が大変混雑します。

1月23日(金)までの提出にご協力ください。

提出(郵送)先及び問い合わせ先

八王子市 財政部 資産税課 償却資産担当
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
TEL直通(042)620-7221

上記以外への提出及び問い合わせはご遠慮ください。

自社作成の用紙を使用する場合も、本市作成の申告書を必ず同封してください。

いつでも、どこからでも申告ができる便利な「電子申告」をぜひご利用ください。
詳しくは **eLTAX** ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。



《 目 次 》

はじめに	1
必ずお読みいただきたいこと	2
第1. 債却資産の申告について	
1. 債却資産とは	3
2. 申告の対象となる資産	3
3. 申告の対象とならない資産	3
4. 債却方法と取得価額による申告対象の一覧	3
5. 債却資産種類別具体例	4
6. 業種別債却資産具体例	4
7. 家屋と債却資産の区分	5
8. 申告の手続き	6
9. 提出書類と申告の区分	7
10. 債却資産種類別明細書について	7
11. 債却資産申告書の記入方法	8
12. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法	10
13. 種類別明細書(減少資産用)の記入方法	12
第2. 債却資産の評価と課税について	
1. 債却資産の課税事務の流れ	14
2. 評価額、決定価格及び課税標準額について	14
3. 税額の算出	15
4. 債却資産課税台帳の閲覧	15
5. 課税標準額の特例が適用される債却資産	15
6. 非課税とされる債却資産	16
7. 耐用年数の短縮又は増加債却を適用した債却資産	16
8. 減免とされる債却資産	16
9. 調査協力のお願い	16
10. リース資産の区分	17
11. 国税との相違点	17
第3. 債却資産 Q&A	
1. よくある質問	18

はじめに

市政につきましては、日頃よりご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、固定資産（償却資産）の申告の時期が近づいてまいりました。

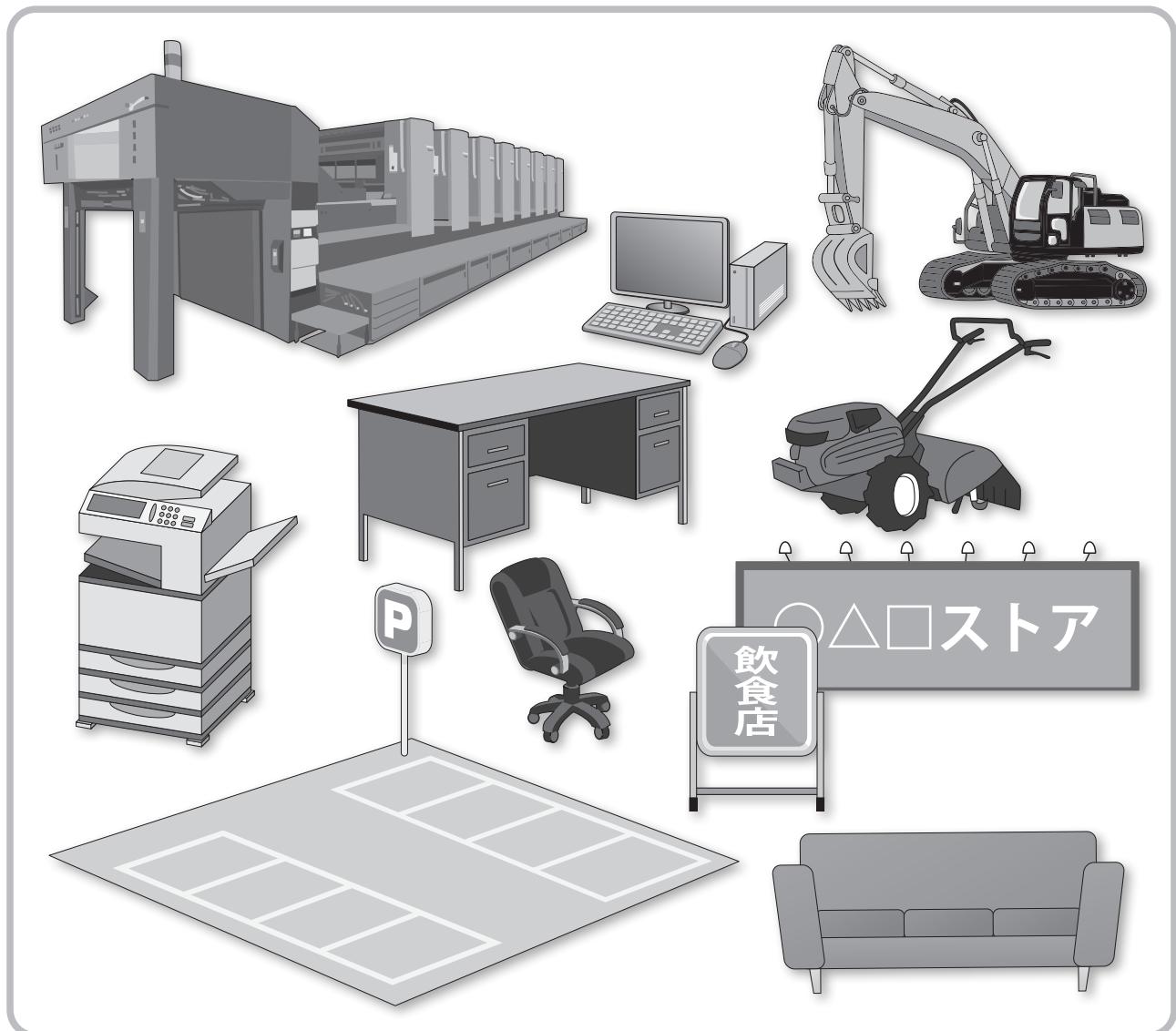
固定資産税は、土地・家屋だけでなく、事業用の資産にも課税され、その所有者の方は1月1日現在に所有している該当資産について、**令和8年(2026年)2月2日(月)**までに「償却資産申告書」（以下「申告書」といいます）の提出が必要です。

具体的には、法人や個人が事業用として所有している資産（工場の機械、賃貸住宅や駐車場等の外構や舗装工事、店舗の看板や冷蔵庫の備品等）が申告の対象となります。

つきましては、本書「申告の手引」をご覧の上、上記期限までに必ず申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、申告書の提出期限直前になりますと窓口等が大変混雑しますので、1月23日(金)までのご提出にご協力ください。

〔償却資産の例〕



必ずお読みいただきたいこと

申告書の提出等について

- 1) 申告書の提出は、郵送にて受け付けています（〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市財政部資産税課償却資産担当宛）。なお、市役所財政部資産税課償却資産担当窓口（本庁舎2階7番窓口）での提出も可能です。
また、申告書の記載方法や申告資産等でご不明な点がありましたら、資産税課償却資産担当（TEL:042-620-7221（直通））まで、お問い合わせください。
- 2) 申告書及び添付していただく種類別明細書は、八王子市のホームページ（右の二次元コード）からダウンロードすることができます。市役所財政部資産税課償却資産担当窓口にも備えてあります。また、電話による郵送請求も可能です。
- 3) 申告書の3枚目は控えとなっていますので剥がして保管してください。（提出用、入力用は郵送してください。）なお、申告書の控えに八王子市の受付印が必要な場合は、提出用、入力用、控用の3枚複写のまま提出してください。郵送で返送を希望される方は、返信先を記入した返信用封筒に必ず切手を添付の上、同封してください。
- 4) 申告書を提出する際、個人事業主の方は、「減価償却費の計算欄」・「工事見積内訳書」、法人の方は、「固定資産台帳」・「法人税申告書別表16(2)」・「工事見積内訳書」の写しの添付にご協力をお願いいたします。なお、上記資料中に他市の資産も含まれている場合には、お手数ですが、八王子市に所在する資産の備考欄等に「八王子市」と明示していただけます。
※市役所に来庁し、その場で申告書を記入して提出する場合は、必ず上記根拠資料をご持参ください。
- 5) 地方税ポータルシステム（*eLTAX*：エルタックス）を利用し、インターネットによる申告も受け付けています。いつでも、どこからでも申告ができる便利な「電子申告」をぜひご利用ください。
詳しくは、*eLTAX*のホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。
- 6) 申告内容に誤り等があった場合、遡及して賦課決定する期間（増加による追加課税及び減少による還付）は法令により5年間と定められておりますので、ご承知おきください。
- 7) 共有資産をお持ちの方は、連帯納税義務者になるため、持ち分に応じての申告はできません。必ず「代表者外〇名」による一件の申告書としてご申告ください。なお、申告書備考欄に共有者の住所、氏名、持分を記入してください。
- 8) 申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）については、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）をさせていただきます。20ページ「償却資産Q&A」のQ18をご参照ください。
- 9) 申告済の資産に変更・誤りがあった場合、修正申告が必要となります。申告書備考欄に修正理由を必ず明記し、修正内容が分かるように記載してご提出ください。
また、根拠資料の添付にご協力をお願いいたします。（固定資産台帳・国税資料等）

第1. 債却資産の申告について

1. 債却資産とは

固定資産税は、土地・家屋・債却資産の3つ課税対象があります。このうち「債却資産」とは、事業のために使用できる状態にある土地・家屋以外の資産で、法人税や所得税の計算上、減価償却費として経費に算入できるものをいいます。ただし、取得価額が少額な資産や、政令で定められた特定の資産は除かれます。また、法人税や所得税が課されない方（非課税団体など）が所有する同様の資産も、債却資産に含まれます。（地方税法第341条第4号）

2. 申告の対象となる資産

令和8年（2026年）1月1日現在に所有する債却資産で、次に掲げる資産も申告の対象となりますのでご注意ください。

- (1) 従業員の福利厚生の用に供しているもの
- (2) 耐用年数（使用可能な期間）が1年未満又は取得価額が20万円未満の債却資産であっても、個別に減価償却をしているもの **注①**
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産であるが、事業の用に供しているもの
- (4) 減価償却をしていない資産（簿外資産）であるが、事業の用に供しているもの
- (5) **減価償却を終えて帳簿上残存価額のみ計上されている資産（耐用年数を経過した債却資産）であるが、事業の用に供しているもの**
- (6) 遊休又は未稼働の債却資産であるが、事業の用に供することができるもの
- (7) 改良費（資本的支出）は、新たな資産の取得とみなして、本体と独立して取り扱います。
- (8) 清算中の法人が、清算事務の用に供しているもの及び他の者に事業用資産として貸し付けているもの
- (9) 家屋に施した建築設備・造作等（家屋と債却資産の区分は5ページを参照してください）
- (10) 大型特殊自動車（軽自動車税の対象となる小型特殊自動車以外の特殊自動車）
次の要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車となり、申告の必要があります。
 - ・最高速度が35km/h以上の農耕作業用自動車
 - ・長さが4.70m超えの特殊自動車
 - ・幅1.70m超えの特殊自動車
 - ・高さ2.80m超えの特殊自動車
 - ・最高速度15km/h超えの特殊自動車
- (11) 租税特別措置法の規定（中小企業者等の少額資産の特例）を適用し、即時償却しているもの **注②**

3. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産については、申告の対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 無形減価償却資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、営業権、電話加入権 他）
- (2) 繰延資産（例：開業費 他）
- (3) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（ナンバープレートが取得可能なもの）
※大型特殊自動車は申告の対象になります。
- (4) リース資産（リース形態によります。詳しくは17ページ「リース資産の区分」をご覧ください。）
- (5) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の債却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの） **注③**
- (6) 取得価額が20万円未満の債却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの **注④**

4. 債却方法と取得価額による申告対象の一覧

債却方法により、対象となる資産とならない資産があります。詳しくは次のとおりです。

債却方法	取得価額			
	10万円未満	10~20万円	20~30万円	30万円以上
注① 個別に減価償却するもの ※1	○	○	○	○
注② 中小企業者の少額資産特例を適用するもの ※2	○	○	○	
注③ 一時に損金に算入するもの	×			
注④ 3年間で一括償却するもの	×	×		

（○が対象、×が対象外）

※1 個人の方については、平成10年（1998年）4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2 中小企業特例を適用できるのは、平成18年（2006年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までに取得した資産です。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

5. 償却資産種類別具体例

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示
1	構築物	広告設備、テニスコート、屋外プール、ゴルフ練習場のネット・芝生、庭園・緑化設備、門・塀、屋外駐車場の舗装路面(砂利も含む)、内装・内部造作(テナントの場合)、受変電設備、屋外給排水・電気・ガス設備、外構工事、その他屋外設備 他
2	機械及び装置	工業用機械(下図『製造業』参照)、医療用機械(下図『医(歯科)業』参照)、立体駐車場の機械装置、太陽光発電設備 他
5	車両及び運搬工具	大型特殊自動車(車種別番号が0・00～09及び000～099、9・90～99及び900～999までのもの)、手押車、クレーン車、パワーショベル、動力運搬車、構内運搬車、除雪作業車 他 (※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)
6	工具、器具及び備品	事務用機器、理容及び美容機器、医療機器、家具(事務机・応接セット等含む)、治具、測定・検査機器、取付・切削工具、金型、電気・ガス器具、陳列棚、自動販売機、看板、娯楽機器(テレビゲーム・その他各種ゲーム機器等)、コンテナー、金庫、防犯カメラ、テレビ、レジスター、生物(観賞用・興行用に供する生物に限る) 他

6. 業種別償却資産具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次のとおりです。

業種	対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、自動販売機、看板、広告塔、ネオンサイン、簡易間仕切り、防犯カメラ、内装・内部造作(テナントの場合)、受変電設備、駐車場・路面舗装等屋外工事 他
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等、旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラ、ポンプ、圧縮機、梱包機、コンベア、ホイスト、クレーン、マシニング 他
印刷業	印刷機、製版機、断裁機 他
建設業	フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)、ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機 他
飲食売業	接客用家具(テーブル・椅子等)、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、食洗機、製氷機、陳列棚(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け 他
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、パーマ機、タオル蒸器、サインポール 他
医(歯科)業	レントゲン・MRI装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、ガス(麻酔等)設備、ベッド 他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラ、ビニール梱包装置 他
不動産貸付業 駐車場業	庭園・緑化設備、屋外給排水・電気・ガス設備、門・塀、受変電設備、側溝、擁壁、屋外駐車場の舗装路面(砂利も含む)、外灯、駐輪場、フェンス、集合郵便受け、ごみ置場、備付け家具、エアコン(埋め込み式のものを除く)、太陽光発電設備、中央監視制御装置、駐車場機械設備(ターンテーブル等)、駐車料金自動計算装置、外構工事、その他屋外設備 他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク 他
浴場業	温水器、濾過機、ボイラ、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備 他
ホテル業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備、看板 他
遊技場	パチンコ機、パチンコ機取付台(シマ工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機 他
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備 他
農業	屋外電気・給排水設備、ビニールハウス・物置(土地に定着していないもの)、噴霧器、搾乳機、精米機、脱穀機、糲すり機、乾燥機、温風機、発電機、洗浄機、ロータリ、コンベア、チッパー、サイロ、井戸、ハンマー、ナイフ、攪拌機、その他農業機械、乗用型でない農耕作業用車両(管理機、耕うん機、田植え機、コンバイン(自脱式)、トラクター等)、畜舎、土留工事 他
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備 他

※耐用年数については八王子市のホームページにて耐用年数表を掲載しています。

7. 家屋と償却資産の区分

建物と建物附属設備は所有者や資産の性格等に応じて、家屋と償却資産に区分して評価します。詳しくは次の表のとおりです。

家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	家屋の所有者と設備等の所有者	
		同じ場合	
		家屋	償却資産
内装・造作	床・壁・天井の仕上げ等の内装・造作	○	
外構工事	工事一式		◎
電気設備	受変電設備		◎
	予備電源設備		◎
	電力引込設備		◎
	火災報知器	○	
	電灯・照明設備	屋外設備 屋内設備	◎
	電力配線設備	特定の生産用又は業務用の設備 上記以外	○
	電話設備	電話機・交換機等の機器 上記以外	○
	拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器 上記以外	○
	I T V 設備	受像機(テレビ)、カメラ 上記以外	○
	給排水設備	屋外設備・引込工事 上記以外	○
給湯設備	局所式(湯沸器等)		◎
	中央式(ユニットバス・洗面所用等)	○	
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産用又は業務用の設備		◎
	上記以外	○	
衛生設備	設備一式	○	
換気設備	設備一式	○	
避雷設備	設備一式	○	
空調設備	ルームエアコン、特定の生産用又は業務用の設備		◎
	上記以外	○	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎
	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○	
厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・社員食堂等の設備		◎
	上記以外	○	
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、ホテル・寮・病院等の設備		◎
	上記以外	○	
その他の設備等	冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、POSシステム、看板、ネオンサイン、簡易間仕切、機械式駐車場、カーテン・ブラインド、集合ポスト等		◎

全て
償却資産

賃貸ビル等で事業を営んでいる方(テナント)が、自ら費用を負担して内装工事及び建物附属設備工事を行ったものについては、地方税法第343条第10項の規定により、賃借人(テナント)を所有者として取り扱います。

賃借人の方(テナント)は、全ての附属設備について償却資産として申告してください。

8. 申告の手続き

(1) 申告が必要な方

令和8年度償却資産の申告が必要な方は令和8年(2026年)1月1日(賦課期日)現在、八王子市内に所在する償却資産を所有している法人又は個人の事業者です。

(2) 申告書提出期限 令和8年(2026年)2月2日(月)

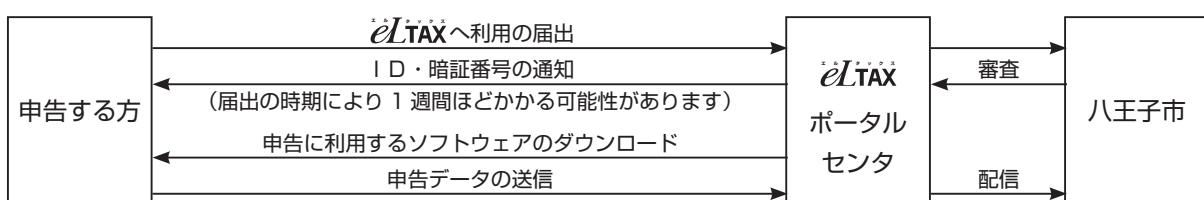
期限近くになりますと受付窓口が大変混雑します。1月23日(金)までの提出にご協力をお願いします。

(3) 申告書提出の方法

① 電子申告(「eLTAX」)で提出する場合 ※電子申告に切り替える旨を市へ届出する必要ありません。

「eLTAX」(地方税ポータルシステム)により申告データを送信する方法です。送信されたデータはポータルセンタを通じて八王子市に配信されます。

電子申告の流れは以下のとおりです。



※電子申告の利用方法や操作方法については [eLTAX ホームページ](#) (右の二次元コード) をご覧いただきヘルプデスクにお問い合わせください。



② 郵送で提出する場合

〈送付先〉〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市 財政部資産税課 償却資産担当

※受付印が押された「申告書(控用)」の返信をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒に送付先を記載して申告書に同封してください。

なお、期限間近に投函された申告書については、返送に30日ほどのお時間をいただきます。
その期間内での郵送物に関するお問い合わせは対応できませんのでご了承ください。

③ 窓口で提出する場合

場所 八王子市役所 財政部資産税課 償却資産担当窓口
時間 午前8時30分～午後5時00分(土日祝を除く平日)

※上記窓口のみの受付となります。(市の出先機関等では受けられません)

(4) 申告に際してのお願い

- ① 前年中に資産の増減がなかった場合も必ず申告してください。
- ② 事業所の廃業・転出、休業等の場合も必ず申告してください。
- ③ 資産がない場合も必ず申告してください。
- ④ 「種類別明細書」が不足する場合は、当市ホームページに掲載されています。

※提出いただきました申告書の中に、過年度取得資産が含まれる場合には、後日改めて連絡をさせていただき、適正年度に遡って課税させていただく場合がございます。

9. 提出書類と申告の区分

（1）提出する申告書の種類

申告書の種類は次の表のとおりです。

申告書の種類	用 途	提出する方	記載例
償却資産申告書	事業者の住所（所在地）、名前（名称）、連絡先や取得価額の合計等を記入するための用紙です。	全員	8, 9 ページ
種類別明細書 (増加資産用)	増加資産を記入するための用紙です。 (新規取得、中古取得、受け入れ、申告漏れなど)	増加資産 がある方	10, 11 ページ
種類別明細書 (減少資産用)	減少資産を記入するための用紙です。 (滅失、売却、移動、申告漏れなど)	減少資産 がある方	12, 13 ページ
種類別明細書 (全資産用)	1月1日現在の全資産を課税標準額まで計算し記入してください。 (企業電算申告の方のみ対象)	電算申告 の方	10, 11 ページ

（2）申告の区分

資産の増減や申告の方法に応じて提出が必要な書類が異なります。詳しくは次の表のとおりです。

申告の区分		申告に必要な書類及び注意事項
増減なし	資産に変更がない	償却資産申告書（備考欄「イ資産の増減なし」に○をする）
増加あり	増加した資産がある	償却資産申告書・種類別明細書（増加資産用）
減少あり	減少した資産がある	償却資産申告書・種類別明細書（減少資産用）
増減あり	増加・減少した資産がある	償却資産申告書・種類別明細書（増加資産用）・種類別明細書（減少資産用）
電算申告	全資産を申告する	償却資産申告書・種類別明細書（全資産用）※企業電算申告の方のみ対象
資産なし	資産が1品もない	償却資産申告書（備考欄「ウ資産なし」に○をする）
休業中	休業している	償却資産申告書（備考欄「エ休業中」に○をし、日付を記入）
廃業・転出	廃業もしくは転出した	償却資産申告書（備考欄「オ廃業・転出等」に○をし、日付・転出先を記入）

【お願い】

※ 自社で作成した申告書を使用する場合でも、本市作成の申告書を添付してください。

10. 償却資産種類別明細書について

「償却資産種類別明細書」はすでに申告をいただいている償却資産のリストです。内容をご確認のうえ、種類別明細書（増加資産用）、種類別明細書（減少資産用）の記入をご利用ください。

(注) 帳簿上で減価償却が終った資産でも、事業用として使用している限り、償却資産の申告の対象となります。

11. 債却資産申告書の記入方法

(1) 債却資産申告書の記入例

記入方法を確認し記入してください。①「住所(所在)」、②「氏名(名称)」及び⑩「前年前に取得したもの(イ)」について変更がある場合は二重線で訂正してください。

受付印		令和8年 1月 23日		令和8年度		債却資産申告書(債却資産課税台帳)	
1 (ふりがな) 1 住所(所在) 所 有 者 2 (ふりがな) 2 氏名(名称) 法人にあっては その名称及び代 表者の氏名 又は納税通知書 送達先		〒192-8501 はちおうじしもとほんごうちょう 八王子市元本郷町三丁目24番1号 (電話 042-620-7221)		3 個人番号又は法人番号 1111111111111111		※ 所有者コード 1111111111111111	
3 個人番号又は法人番号 1111111111111111		4 事業種目 (資本等の金額) 印刷 (2000万円)		5 短縮耐用年数 有・無 8 短縮耐用年数 有・無 9 増加償却届出 有・無 10 非課税該当資産 有・無 11 課税標準の特例 有・無 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 14 青色申告 有・無		6 事業開始年月 昭和43年3月 八王子太郎 (電話 042-620-7221) 八王子花子 (電話 042-626-3111)	
7 税理士等の氏名 (電話 042-626-3111)		8 取得価額 前年前に取得したもの(イ) 10 十億 1 1200 000 前年中に減少したもの(ロ) 11 十億 3 000 000 前年中に取得したもの(ハ) 12 十億 4 000 000 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二) 13 十億 11 200 000		9 決定期格 11 200 000		10 事業所内における事業所等資産の所在地 八王子市 元本郷町3-24-1 八王子市 八王子市 11 借用資産 7 貸主の名称 12 事業所用家屋の所有区分 8 自己所有・借家 13 備考(添付書類等) 9 申告内容(該当記号に○をつけて下さい。) ア 資産の増減あり イ 資産の増減なし ウ 該当資産なし エ 休業中(年 月 日から) オ 廃棄・転出等(年 月 日) (転出先)	
14 資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計 15 資産の種類 1 構築物 0 及び備品 7 合計		16 資産の評価額(単位) 10 十億 1 1200 000 3 000 000 4 000 000 11 600 000 400 000 400 000 11 600 000 3 400 000 4 400 000 12 600 000 10 十億 1 1200 000 3 000 000 4 000 000 11 600 000 400 000 400 000 11 600 000 3 400 000 4 400 000 12 600 000		17 資産の評価額(単位) 10 十億 1 1200 000 3 000 000 4 000 000 11 600 000 400 000 400 000 11 600 000 3 400 000 4 400 000 12 600 000		18 備考(添付書類等) 9 申告内容(該当記号に○をつけて下さい。) ア 資産の増減あり イ 資産の増減なし ウ 該当資産なし エ 休業中(年 月 日から) オ 廃棄・転出等(年 月 日) (転出先)	
<評価額等> これらの欄の記載は、不要です。 (本市のコンピュータにより計算します)		※ ただし、企業電算申告をする方は記入してください。 (計算方式は、14ページをご覧ください)		個人番号確認欄		A	

(2) 債却資産申告書の記入方法

欄	記入方法
① 住所(所在)	・電話番号を記入し、住所等に変更があった場合は、正しいものを記入してください。 ・ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数、部屋番号を記入してください。 ・相続や譲渡により所有者が変わった場合は、二重線で新しい所有者の住所に訂正してください。
② 氏名(名称)	・氏名、ふりがなを記入してください。 ・事業者が法人の場合は名称、代表者の氏名を記入してください。 ・屋号があれば記入してください。 ・相続や譲渡により所有者が変わった場合は、二重線で新しい所有者の氏名に訂正してください。

欄	記入方法
③ 個人番号又は法人番号※	・個人番号制度により通知された個人番号又は法人番号をご記入ください。 ・12桁の個人番号を記入する場合は右詰めで記載してください。
④ 事業種目等	4. 事業の内容を記入してください(例:印刷業)。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。 5. 個人の方は事業開始年月、法人の場合は設立年月を記入してください。 6.7. については、必ず記入してください。
⑤ 短縮耐用年数の有無等	8～14. 該当箇所(有無等)に○をつけてください。
⑥ 八王子市内における事業所等資産の所在地	・八王子市内における債却資産の所在地を記入してください。 ・所在地が複数あるときは、それぞれの所在地を記入し、主たる所在地の番号に○をつけてください。
⑦ 借用資産	・該当する事項に○をつけてください(リース資産等)。 ・「有」に○をついた場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。
⑧ 事業所用家屋の所有区分	・該当する事項に○をつけてください。 ・事業所用家屋が複数ある場合は、家屋ごとに所有区分を記入してください。
⑨ 備考	・申告の内容に基づき○をつけ、次のような事項を記入してください。 なお、書ききれない場合は別用紙(任意様式)に記載してください。 ◎ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名 ◎ 合併等があった場合は、合併日、被合併法人の名称等 ◎ 相続や譲渡があった場合は、その事実が発生した年月 ◎ 資産を共有されている場合には、共有者の住所、氏名、持分 ◎ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産又は短縮耐用年数等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称 ◎ その他、この申告に必要な事項及び債却資産の評価について参考となるべき事項(例:減免の内容変更・「青色申告の写」)
⑩ 前年前に取得したもの(イ)	・前年前に取得した八王子市に申告している資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。 ◎ すでに本市に申告のある事業者は、取得価額が記載してありますので、内容に相違がある場合、該当箇所を訂正してください。 ※初めて申告する方は、この欄の記入は不要です。
⑪ 前年中に減少したもの(ロ)	・前年中に減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。 ◎ 種類別明細書(減少資産用)の取得価額と同じ価額になります。 ※初めて申告する方は、この欄の記入は不要です。
⑫ 前年中に取得したもの(ハ)	・前年中に取得した八王子市に初めて申告する資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。 ◎ 種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額と同じ価額になります。 ※初めて申告する方は、前年前、前年中の区分をせず、申告する全ての資産の取得価額を記入してください。
⑬ 計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)	(イ)-(ロ)+(ハ)の計算をした取得価額の合計を種類別に記入してください。 ※前年に資産の増減がない場合は、(イ)の取得価額を転記してください。 ※初めて申告する方は、(ハ)の取得価額を転記してください。

※平成28年(2016年)1月から、社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、債却資産申告書にもマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載欄が設けられました。個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施させていただきます。ご協力お願いいたします。

12. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

（1）種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和7年（2025年）1月2日から令和8年（2026年）1月1日までに取得した資産（同期間中に移動又は除却した資産は除く）を記入してください。

また、令和7年（2025年）1月1日以前に取得し、未だ申告していない資産がありましたら記入してください。

企業電算申告により申告している方は令和8年（2026年）1月1日現在の全資産を申告してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）															
※ 所有者コード		所有者の住所（所在）及び氏名（名称）													
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等			数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
			年号	年	月										
01	2	印刷設備	15	7	7	10	4,000,000	10	0.	10	4,000,000	10	0.	1-2	3-4
02	6	机・椅子	10	4	30	10	400,000	15	0.	10	400,000	15	0.	1-2	3-4
03														1-2	3-4
04														1-2	3-4
05														1-2	3-4
06														1-2	3-4
07														1-2	3-4
08														1-2	3-4
09														1-2	3-4
10														1-2	3-4
11														1-2	3-4
12														1-2	3-4
13														1-2	3-4
14														1-2	3-4
15														1-2	3-4
16														1-2	3-4
17														1-2	3-4
18														1-2	3-4
			小計				4,400,000								

〔注意〕「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受け入れ、4. その他のいずれかに○印を付けて下さい。
※「年号」の欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入してください。

（2）種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

欄	記入方法
① 年度	・「8」と記入してください。
② 所有者の住所（所在）及び氏名（名称）	・住所（所在）及び氏名（名称）を記入してください。
③ 枚のうち 枚目	・種類別明細書（増加・全資産用、減少資産用を合わせた枚数）の総数と明細書が何枚目かを記入してください。
④ 資産の種類	・「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具・器具及び備品」のうち該当する番号を記入してください。（4ページ参照）
⑤ 資産の名称等	・資産の名称を記入してください。（漢字も使えます）
⑥ 数量	・資産の数量を記入してください。
⑦ 取得年月	・資産を実際に取得した年月を記入してください。なお、年号は昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記載してください。 ・相続や譲渡があった場合は、前所有者が取得した年月を記入してください。（取得価額も前所有者のものを引継ぎます）
⑧ 取得価額	・資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費を含む）を記入してください。 ・圧縮記帳は認められておりません。圧縮額を含めた取得価額を記入してください。 ・消費税については経理で用いる方式と同様にしてください。 ・相続や譲渡があった場合は、前所有者が取得した際の取得価額を記入してください。（取得年月も前所有者のものを引継ぎます） ・持分による按分は認められていません。「代表者 外〇名」で申告してください。（異なる持分や所有形態で償却資産を所有している場合は、それぞれで申告が必要になります） ・事業按分も認められていません。取得した際の総額をご記入ください。
⑨ 耐用年数	・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4は除く）に掲げる耐用年数を記入してください。 ・中古資産の見積耐用年数や国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。
⑩ 増加事由	・「1. 新規取得」、「2. 中古品取得」、「3. 移動による受け入れ」、「4. その他」のうち該当する番号に「○」をつけてください。「4. その他」は摘要欄に事由をご記入ください。
⑪ 摘要	・次のような事項を記入してください。 ○課税標準の特例の適用がある償却資産については、その旨の表示と適用条項（例：特349の3） ○減免・非課税に該当する資産についてはその旨の表示（例：減免） ○その他価額の決定に当たって必要な事項

13. 種類別明細書（減少資産用）の記入方法

(1) 種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和8年（2026年）1月1日の資産と「令和8年度償却資産種類別明細書 正」を比較し、減少している資産を記入してください。

企業電算申告により申告している方は不要です。

種類別明細書（減少資産用）																			
1 令和8年度			2 所有者の住所(所在)及び氏名(名称)			3 枚のうち													
※ 所有者コード		G		資産の名称等			6 数		7 取得年月		8 取得価額			9 耐用年数		10 減少の事由及び区分		11 摘要	
行番号	資産の種類	抹消コード (資産コード)	資産の名称等	量	年号	年	月	十億	百万	千	円	15	年度	1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他	1 全部	2 一部
01	6 42700102	机・椅子	20 4 26 10	400	000	15								1 2 3 4	1 2				
12	2 50300101	旋盤	35 2 9	3 000	000	13								1 2 3 4	1 2	当初取得価額1,000万円のうち 300万円分減少			
03														1 2 3 4	1 2				
04														1 2 3 4	1 2				
05														1 2 3 4	1 2				
06														1 2 3 4	1 2				
07														1 2 3 4	1 2				
08														1 2 3 4	1 2				
09														1 2 3 4	1 2				
10														1 2 3 4	1 2				
11														1 2 3 4	1 2				
12														1 2 3 4	1 2				
13														1 2 3 4	1 2				
14														1 2 3 4	1 2				
15														1 2 3 4	1 2				
16														1 2 3 4	1 2				
17														1 2 3 4	1 2				
18														1 2 3 4	1 2				
			小計	23				3 400	000										
 申告用償却資産リスト等を参考に減少した資産の資産コードを必ず記載してください。 ※「年号」の欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入してください。																			

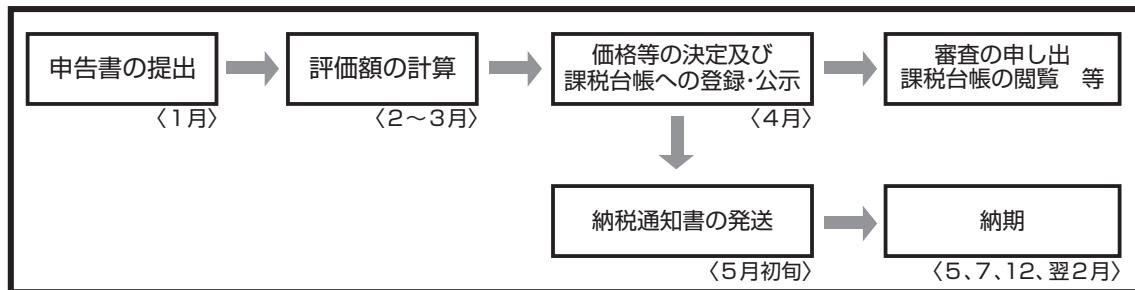
(2) 種類別明細書（減少資産用）の記入方法

欄	記入方法
① 年度	・「8」と記入してください。
② 所有者の住所(所在)及び氏名(名称)	・住所(所在)及び氏名(名称)を記入してください。
③ 枚のうち 枚目	・種類別明細書（増加・全資産用、減少資産用を合わせた枚数）の総数と、明細書が何枚目かを記入してください。
④ 資産の種類	・「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具・器具及び備品」のうち該当する番号を記入してください。 (令和8年度償却資産種類別明細書 正参照)
⑤ 抹消コード (資産コード)	・「令和8年度償却資産種類別明細書 正」に記載されている「資産番号」を記入してください。
⑥ 数量	・減少した数量を記入してください。
⑦ 取得年月	・資産を取得した年号（昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」）、年月を記入してください。（令和8年度償却資産種類別明細書 正）
⑧ 取得価額	・減少した取得価額を記入してください。
⑨ 耐用年数	・「令和8年度償却資産種類別明細書 正」に記載されている耐用年数を記入してください。
⑩ 減少の事由及び区分	・減少の事由「1.売却」、「2.滅失」、「3.移動」、「4.その他」及び、減少の区分「1.全部」、「2.一部」から、該当する番号に「○」をつけてください。
⑪ 摘要	・次のような事項を記入してください。 ○ 一部減少した場合の計算方法 ○ 減少の事由が「4.その他」の場合の具体的な事由 ○ その他特筆すべき事項
⑫ 資産の一部を減少する場合	・数量、取得価額は減少した数量、取得価額を記入してください。 ○ 「記入例」取得価額1,000万円(10台)のうち300万円(3台)減少する場合 数量 減少する分「3」を記入してください。 取得価額 減少する分「3,000,000」を記入してください。 摘要 「当初取得価額1,000万円のうち300万円分減少」と記入してください。

第2. 債却資産の評価と課税について

1. 債却資産の課税事務の流れ

債却資産を申告していただきながら、次のように処理します。



2. 評価額、決定価格及び課税標準額について

(1) 評価額の算出

債却資産の評価は、債却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

- ・固定資産税の評価額の算出は、定率法で減価償却します。
- ・初年度は何月に取得した資産でも、半年分減価償却します。(21ページの表、7月の減価残存率)

(2) 評価額の計算例

各債却資産の評価額は次のように計算します。

減価残存率については21ページの「債却資産月割減価残存率表」を参照してください。

〈10ページ「印刷設備」の場合〉

取得年月	令和7年(2025年)7月
取得価額	4,000,000円
耐用年数	10年
減価残存率(7月)	0.897
減価残存率(1月)	0.794

〈減価残存率の出し方〉

耐用年数	1月	7月
5	0.631	0.815
10	0.794	0.897

令和8年(2026年)度評価額=取得価額×減価残存率(7月)

(R7年度半年分償却)

$$= 4,000,000 \text{円} \times 0.897$$

$$= 3,588,000 \text{円}$$

令和9年(2027年)度評価額=取得価額×減価残存率(7月)×減価残存率(1月)

(R7年度半年分償却) (R8年度1年分償却)

$$= 4,000,000 \text{円} \times 0.897 \times 0.794$$

$$= 3,588,000 \text{円} \text{ (前年度評価額)} \times 0.794$$

$$= 2,848,872 \text{円}$$

これ以降は1年経つごとに1月の減価残存率(0.794)を乗じていきます。

※少数点以下はかけ算をするごとに切り捨てです。

(3) 決定価格の算出

決定価格は評価額を合計した価格になります。

(4) 課税標準額の決定

課税標準額は原則、決定価格と同額です。

- ・課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
- ・課税標準の特例が適用になる資産がある場合、特例軽減額を差し引いた価額が課税標準額となります。

3. 税額の算出

(1) 税率、免税点

税率は 100 分の 1.4 (1.4%) です。

免税点は 150 万円です。課税標準額の合計が免税点未満であれば課税されません。

※課税標準額は本市で計算しますので、免税点に満たない場合も必ず申告してください。

(2) 税額の計算

課税標準額 × 1.4/100 (1.4%) = 税額です。

計算例 (7 ~ 13 ページの資産と 14,15 ページの計算方法を用いています)

取得価額	評価額	決定価格	課税標準額	算出税額 (課税標準額 × 税率)	税額
12,600,000	6,557,227	6,557,227	6,557,000	6,557,000 × 1.4% = 91,798	91,700

4. 債却資産課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて債却資産の価格が決定されると、債却資産課税台帳に登録され、関係者の閲覧に供します。

また、この決定価格について不服のある場合には、市の指定する書式をもって「八王子市固定資産評価審査委員会」に対して、審査の申し出をすることができます。

5. 課税標準額の特例が適用される債却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条他に規定する一定の要件を備えた債却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する債却資産を所有されている方は、特例内容に係る資料をご提出ください。

特例の具体例

資産の種類	地方税法適用条項	価格に乗じる割合
①	再生可能エネルギー (太陽光・1000kW未満) 注1 附則第15条第25項	取得から3年度 2/3
	再生可能エネルギー (太陽光・1000kW以上) 注2 附則第15条第25項	取得から3年度 3/4
②	家庭的保育事業	第349条の3第27項 取得から継続し1/3

注 1 (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であって、次の要件のいずれにも該当するもの。

ア 出力 50kW 以上であること。

イ 次のいずれかの要件に該当すること。

◆二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間企業による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金 (需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る) を受けて取得した設備

◆地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する対象事業活動支援の対象となる事業により取得した設備

ウ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。

エ 公有地に設ける設備でないこと。

(2) 産業技術実用化開発事業費補助金又は特定公募型研究開発費補助金のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備

注 2 産業技術実用化開発費補助金又は特定公募型研究開発費補助金のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備を除く。

必要な書類 ※全て写しで構いません

①	令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日に取得したことが分かる書類 設備規模が分かる書類 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けていることが分かる書類
②	家庭的保育事業等事業認可書の写し

6. 非課税とされる償却資産

地方税法第348条第2項(第3項が適用される場合を除きます)、同条第4項他に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

該当する償却資産を所有されている方は、「非課税申告書」を請求し、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに提出してください。なお、非課税申告書は八王子市ホームページからもダウンロードできます。

7. 耐用年数の短縮又は増加償却を適用した償却資産

令和7年(2025年)1月2日から令和8年(2026年)1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮又は増加償却等の適用を受けた償却資産がある場合には、償却資産申告書とともに、短縮耐用年数承認書若しくは増加償却の届出書の写しをご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得計算の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご留意ください。

8. 減免とされる償却資産

八王子市税賦課徴収条例第53条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、施行規則第5条により固定資産の全部または一部が免除されます(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります)。

該当する償却資産を所有されている方は、「減免申請書」を請求し、必要事項を記入のうえ添付書類とともに提出してください。なお、減免申請書は八王子市ホームページからもダウンロードできます。

減免の具体例

資産の種類	適用条項	減免額	添付書類
火災により滅失又は甚大な損害を受けた資産	別表第2第4項第2号	損害の程度に応じて算出した価格に相当する税相当額	り災(火災)証明書等
幼稚園の保育用資産	別表第2第4項第15号	税額の全額	東京都知事の認可を受けていることを証明する書類

9. 調査協力のお願い

(1) 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第353条(質問検査権)及び第408条(実地調査)に基づいて電話での問い合わせや資料の提供依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際はご協力を願いいたします。

また、地方税法354条の2(国税関係書類の閲覧)に基づいて税務署等で国税資料等を閲覧し、償却資産の把握をさせていただくことがあります。

上記の調査等に伴って修正申告をお願いすることがあります、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及しますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金刑に、正当な事由なく申告しなかった場合には、八王子市税賦課徴収条例第56条の規定により過料に処されることがあります。

10. リース資産の区分

リース資産は原則貸主が申告します。ただし、契約の形態や契約終了時の資産の所有権の所在等に応じて、借主が申告する場合があります。詳しくは次の表のとおりです。

リースの種類	内 容	申 告	所 有 者
オペレーティング リース	契約により導入し契約期間の満了時に返還する。 資産の管理は原則として貸主が行う。 リース中の契約の解除も予告期間をおいて有効。	貸主 (リース会社)	貸主 (リース会社)
ファイナンス リース	①所有権移転外 (②に該当しない) ②所有権移転 次のいずれかに該当する、又は準ずるもの 1. 著しく有利な価格で所有権を移転するリース資産 ・所有権を借主に譲渡するもの ・無償と変わらない名目で再リースするもの ・資産を割安で購入できるもの（割安購入選択権付リース） 2. 専属使用のリース資産 ・構築物、特別な仕様の機械装置等、貸主に返還 されても再び他に賃貸、譲渡することが困難なもの 3. 識別困難なリース資産 ・資産の性質、使用条件等によりリース資産が特定 できないもの 4. リース期間と耐用年数 ・リース期間が耐用年数に比べて相当短いもの	原則借主 (ユーザー)※	貸主と借主 の共有
所有権留保付 割賦販売	売買が行われた場合に売買代金の全部又は一部の支払いを受け るまで所有権を売主に留保する。		

※「地方税法の施行に関する取扱いについて」第3章第1節第1-10により原則借主が申告するとされる。

11. 国税との相違点

国税と地方税の取扱いが違う場合があります。詳しくは次の表のとおりです。

項 目	国税の取扱い (法人税法・所得税法)	地方税法の取扱い (地方税法)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	あり	なし
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	あり	なし
評価額の最低限度	1円まで償却可能	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	合算評価	区分評価
中小企業者の少額減価償却資産の 損金算入の特例（租税特別措置法）	あり	なし

※この手引に記載する法令・条文等の内容は令和7年（2025年）9月現在のものです。

第3. 償却資産 Q&A

1. よくある質問

Q1 償却資産は申告しなければいけませんか？

A1 地方税法 383 条により、償却資産の所有者は毎年 1 月 1 日現在所有する資産を申告することが義務付けられています。

Q2 毎年、税務署へは確定申告しているのですが、市へも申告する必要がありますか？

A2 必要です。

税務署への申告は、所得税・法人税（国税）の確定申告であり、市への申告は、固定資産税（市税）の申告です。内容により申告先の公的機関や申告対象などが異なります。

Q3 申告は毎年必要ですか？

A3 必要です。

土地や家屋のような登記制度ではなく、資産内容の把握が困難であるため、償却資産を所有している限り毎年の申告が義務付けられています。

Q4 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告が必要ですか？

A4 必要です。

その資産が実際に事業に使用できる状態にある限り申告の対象となります。

なお、固定資産税での評価額の最低限度は取得価額の 5 % です。

Q5 中小企業者等特例を適用し一時に損金算入した資産については申告の必要はありますか？

A5 必要です。

会計処理の方法によって申告が不要となる資産は、「10 万円未満の資産のうち、一時に損金算入する資産」および「20 万円未満の資産のうち、3 年で一括償却する資産」の 2 点のみとなります。

詳しくは当手引きの 3 ページ下部にある表をご覧ください。

Q6 減価償却していない資産についても申告が必要ですか？

A6 必要です。

減価償却していない資産（簿外資産）であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供される状態にある資産であれば、申告の必要があります。

Q7 現在使っていない資産についても申告は必要ですか？また、休業中も申告は必要ですか？

A7 必要です。

未稼働資産や遊休資産であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供される状態にある資産であれば、申告の必要があります。

休業中も同様の理由から申告が必要です。

Q8 事業の用に供するとは何ですか？

A8 「事業」とは、一般に一定の目的の行為を継続、反復して行うことをいいます。

必ずしも営利または利益を得ることが目的である必要はありません。

また、「事業の用に供する」とは、遊休・未稼働・簿外・償却済み資産なども含まれます。

詳しくは当手引きの 3 ページ「2. 申告の対象となる資産」をご覧ください。

Q9 廃業しました。何か届け出は必要ですか？

A9 必要です。

廃業した翌1月の申告の際に、廃業年月日を記入してご申告ください。

Q10 償却資産なんて初めて聞きました。最近できたものですか？

A10 償却資産は、昭和24年のシャウプ勧告に基づき行われた、昭和25年の地方税制度の根本的改正により創設された制度です。

Q11 取得価額は事業割合や共有持分に応じて按分して申告できますか？

A11 資産の取得価額は按分せずにご申告ください。

また、共有で所有している場合の申告は、「代表者 外1名」での申告となります。

個人で所有する資産の申告とは区別してご申告ください。

なお、共有での申告の場合は、備考欄に共有者の住所、氏名、持分を必ず記入してください。

Q12 自動車の申告対象がよく分かりません。

A12 自動車税及び軽自動車税の対象となっているものについては申告の必要はありません。

特殊自動車の中で、以下の要件のいずれか1つでも該当するものは大型特殊自動車として申告の対象となります。

1. 長さが4.7mを超えている
2. 幅が1.7mを超えている
3. 高さが2.8mを超えている
4. 最高速度が15km/hを超えている
5. 最高速度が35km/h以上の農耕作業用自動車

Q13 申告をしたのに納税通知書が送られてきません。

A13 納税通知書は毎年5月1日に発送です。

また、固定資産税（償却資産）では、所有する資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満では課税されません。（免税点未満）

Q14 免税点未満の場合でも申告の必要がありますか？

A14 必要です。

12月に市より送られる簡易申告書により申告してください。

なお、簡易申告書の申告カードでご申告いただく場合には、個人情報保護のため、必ずシーケレットシールを貼ってご郵送ください。

Q15 昨年度まで送られてきていた納税通知書が送られてきません。

A15 5月1日以降、10日間を過ぎても届かない場合は所有者コードをお控えの上、資産税課償却資産担当（直通042-620-7221）までお問い合わせください。

なお、償却資産は毎年評価額が減少していくため、昨年度までは免税点以上として課税されていても、今年度は免税点未満となり、課税されないため納税通知書が送付されない場合があります。

Q16 返信用封筒を入れたのに、申告書の控えが返送されません。

- A16 申告期日間近になると、郵送・窓口ともに大変混雑します。
返送まで 30 日ほどのお時間をいただきます。その期間を過ぎても返送がない場合は資産税課償却資産担当（直通 042-620-7221）までご連絡ください。
なお、その期間内での郵送物に関するお問い合わせは対応できませんのでご了承ください。

Q17 相続や譲渡などにより所有権が移った場合にはどのように申告すればいいですか？

- A17 旧所有者で印字された申告書を用い、新所有者の住所・氏名に訂正してください。
その後備考欄に移転事由を記入してください。
新所有者が複数人での共有の場合は、代表者の氏名に訂正後、必ず共有者の住所、氏名、持分を備考欄に記入してください。
また、根拠資料の添付にご協力をお願いいたします。

Q18 マイナンバーは必ず記載しないといけませんか？

- A18 法律によりマイナンバーの記載が定められています。ご協力をお願いします。
個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認、代理権確認）を行います。下記の確認資料（郵送提出等の場合は写し）のご準備をあらかじめお願いします。

番号確認資料：個人番号カード（裏面）、通知カード※、住民票（個人番号記載） 等

身元確認資料：個人番号カード（表面）、運転免許証、パスポート 等

代理権確認資料：委任状、税務代理権限証書 等

電子申告（eLTAX）の場合、また、法人番号を記載した申告書の提出の際は本人確認資料の添付は不要です。

なお、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、ご了承ください。

※通知カードは令和2年（2020年）5月25日に廃止されましたが、経過措置にて、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

償却資産月割減価残存率表

耐用年数	取得月 減価率	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		0.000	0.316	0.430	0.487	0.544	0.601	0.658	0.715	0.772	0.829	0.886	0.943
1	0.000												
2	0.684	0.316	0.373	0.430	0.487	0.544	0.601	0.658	0.715	0.772	0.829	0.886	0.943
3	0.536	0.464	0.508	0.553	0.598	0.642	0.687	0.732	0.776	0.821	0.866	0.910	0.955
4	0.439	0.562	0.598	0.635	0.671	0.708	0.744	0.781	0.817	0.854	0.890	0.927	0.963
5	0.369	0.631	0.661	0.692	0.723	0.754	0.784	0.815	0.846	0.877	0.907	0.938	0.969
6	0.319	0.681	0.707	0.734	0.760	0.787	0.813	0.840	0.867	0.893	0.920	0.946	0.973
7	0.280	0.720	0.743	0.766	0.790	0.813	0.836	0.860	0.883	0.906	0.930	0.953	0.976
8	0.250	0.750	0.770	0.791	0.812	0.833	0.854	0.875	0.895	0.916	0.937	0.958	0.979
9	0.226	0.774	0.792	0.811	0.830	0.849	0.868	0.887	0.905	0.924	0.943	0.962	0.981
10	0.206	0.794	0.811	0.828	0.845	0.862	0.879	0.897	0.914	0.931	0.948	0.965	0.982
11	0.189	0.811	0.826	0.842	0.858	0.874	0.889	0.905	0.921	0.937	0.952	0.968	0.984
12	0.175	0.825	0.839	0.854	0.868	0.883	0.897	0.912	0.927	0.941	0.956	0.970	0.985
13	0.162	0.838	0.851	0.865	0.878	0.892	0.905	0.919	0.932	0.946	0.959	0.973	0.986
14	0.152	0.848	0.860	0.873	0.886	0.898	0.911	0.924	0.936	0.949	0.962	0.974	0.987
15	0.142	0.858	0.869	0.881	0.893	0.905	0.917	0.929	0.940	0.952	0.964	0.976	0.988
16	0.134	0.866	0.877	0.888	0.899	0.910	0.921	0.933	0.944	0.955	0.966	0.977	0.988
17	0.127	0.873	0.883	0.894	0.904	0.915	0.925	0.936	0.947	0.957	0.968	0.978	0.989
18	0.120	0.880	0.890	0.900	0.910	0.920	0.930	0.940	0.950	0.960	0.970	0.980	0.990
19	0.114	0.886	0.895	0.905	0.914	0.924	0.933	0.943	0.952	0.962	0.971	0.981	0.990
20	0.109	0.891	0.900	0.909	0.918	0.927	0.936	0.945	0.954	0.963	0.972	0.981	0.990
21	0.104	0.896	0.904	0.913	0.922	0.930	0.939	0.948	0.956	0.965	0.974	0.982	0.991
22	0.099	0.901	0.909	0.917	0.925	0.934	0.942	0.950	0.958	0.967	0.975	0.983	0.991
23	0.095	0.905	0.912	0.920	0.928	0.936	0.944	0.952	0.960	0.968	0.976	0.984	0.992
24	0.092	0.908	0.915	0.923	0.931	0.938	0.946	0.954	0.961	0.969	0.977	0.984	0.992
25	0.088	0.912	0.919	0.926	0.934	0.941	0.948	0.956	0.963	0.970	0.978	0.985	0.992
30	0.074	0.926	0.932	0.938	0.944	0.950	0.956	0.963	0.969	0.975	0.981	0.987	0.993
35	0.064	0.936	0.941	0.946	0.952	0.957	0.962	0.968	0.973	0.978	0.984	0.989	0.994
40	0.056	0.944	0.948	0.953	0.958	0.962	0.967	0.972	0.976	0.981	0.986	0.990	0.995
45	0.050	0.950	0.954	0.958	0.962	0.966	0.970	0.975	0.979	0.983	0.987	0.991	0.995
50	0.045	0.955	0.958	0.962	0.966	0.970	0.973	0.977	0.981	0.985	0.988	0.992	0.996
60	0.038	0.962	0.965	0.968	0.971	0.974	0.977	0.981	0.984	0.987	0.990	0.993	0.996
70	0.032	0.968	0.970	0.973	0.976	0.978	0.981	0.984	0.986	0.989	0.992	0.994	0.997
80	0.028	0.972	0.974	0.976	0.979	0.981	0.983	0.986	0.988	0.990	0.993	0.995	0.997

郵送で申告する方へ

申告書の提出は八王子市役所本庁舎のみとなっています。
郵送での申告の際には下記の宛先を切り取ってお使いいただけます。

〒 192-8501
東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

八王子市財政部資産税課 償却資産担当 行